

令和5年度 福祉・介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

今年度より、当法人におきましても福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定を行ってまいります。

当該加算を算定するにあたり、

- I. 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- II. 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- III. 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

というの3つの要件を満たしている必要があります。

IIIの「見える化要件」とは、①2020年度からの算定要件で、②福祉・介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境等要件内容	当法人としての取組
入職促進に向けた取組	職業体験の受入れや地域行事等への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	職場体験の依頼には受入れ、地域行事への参加をし交流を図っている。
両働き支援の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備	年次有給休暇取得の推進を積極的に行っている。
やりがいの構成員の働き	利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	年間事業所研修計画の作成や、各会議等での学ぶ機会の提供を行っている。